

令和2年7月13日

文部科学大臣
萩生田 光一 殿

一般社団法人国立大学協会
会長 永田 恭介

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人留学生・研究者等に関する要望

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国立大学の教育・研究は大きな影響を受けています。感染症の拡大を受けて、母国に一時帰国した外国人留学生が再入国できない状況が続いているとともに、新規に入学予定の外国人留学生も査証発給が行われず、入国の見込みが立っていません。また、外国人研究者についても渡日・再入国ができず、国際共同研究の進捗に大きな影響が生じています。

感染症の拡大は世界がグローバル化していることの負の側面ではありますが、ポストコロナにおける未来の世界を担う若者が我が国で学ぶ機会を提供することへの緩和措置、また、科学技術の推進のために決して不要不急ではない外国人研究者の渡航・招聘に係る以下の事項について、関係省庁との交渉など特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

外国人留学生・外国人研究者に関する入国制限等の緩和

- (1) 感染予防措置の徹底を条件とした上で、既に在留資格を持つ外国人留学生（在学生）及び外国人研究者の再入国を速やかに認め、彼らの教育及び研究の機会の継続を担保していただきたい。
- (2) 各国の感染状況を踏まえつつ、日本大使館における外国人留学生（新入生）及び新規採用外国人研究者のための査証申請手続きを速やかに再開していただきたい。

なお、これらの者については、受入れ大学が責任をもって、滞在場所、連絡先の管理等感染予防の徹底を図ることを付記いたします。